

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	196

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき葬儀及び官報掲載等の手続きを行う。 ○戦没者への追悼及び戦没者遺族に対する援護事務を行う。 ○重層的支援体制事業を推進する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○戦没者遺族等への援護 <ul style="list-style-type: none"> 戦没者追悼式の開催 362,540円 ○福祉基金の積立て及び運用 <ul style="list-style-type: none"> 福祉基金積立金 2,749,537円（心身障害者更生施設福祉協力金1,080,000円を含む） ○民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進及び実態把握業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> 福祉関係活動業務委託料 5,970,080円（国補助1/2、県補助1/4） ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バス(2台)の管理及び運行業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> 運転業務委託料 12,285,220円 福祉団体等への貸切バス利用料の補助 4件 306,000円 ○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会へ運営費等補助 25,799,763円 <ul style="list-style-type: none"> 人件費 6名（職員 4名、嘱託 1名、非常勤 1名）21,589,240円 ボランティアセンター運営費 1,605,479円、弁護士無料相談 280,644円 運営基盤強化事業 90,000円、事務所等使用料 2,234,400円 ○福祉団体への活動費補助 <ul style="list-style-type: none"> 保護司会 500,000円、更生保護女性会 100,000円、遺族連合会 450,000円 ○地域の困りごとを福祉、高齢者、障害者等の枠にとらわれず、重層的に支援する体制の構築に向けた市民への周知 <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業（研修会等） 604,468円（国補助1/2、県補助1/4）
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の事業周知のため広報に特集記事を掲載するとともに、市民対象の「地域福祉講演会」と支援者対象の「アセスメント力向上研修」を実施した。 ・社会福祉協議会の運営改善に向けた支援として、市から職員を1名派遣するとともに専門的知識を有したアドバイザーによる職員の意識改革の実施など運営基盤強化事業に係る補助を行った。 ・民生委員・児童委員による、高齢者の安否確認や、子どもたちの見守りなど、地域の身近な相談役として活動することができた。

II : 個別事業内訳

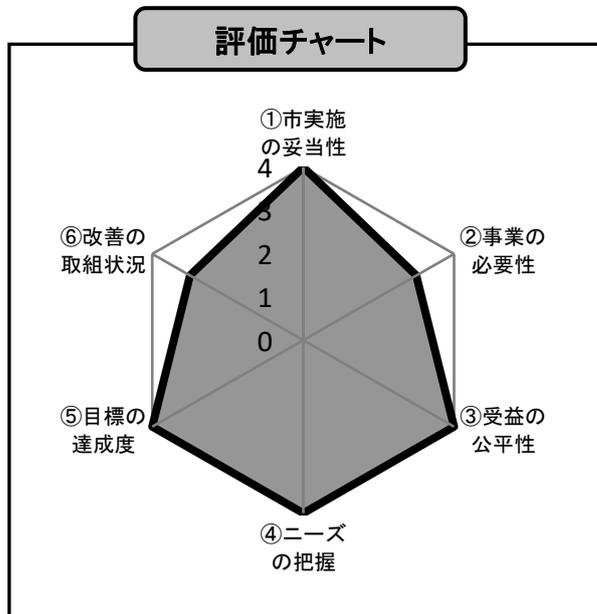
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
社会福祉総務事務	2,188	81	2,107	96%	4	2	4
福祉基金積立金	2,750	2,750	0	0%	4	4	4
民生児童委員	16,154	12,309	3,845	24%	4	4	4
福祉バス管理	12,990	0	12,990	100%	4	4	3
社会福祉協議会	25,800	0	25,800	100%	4	2	4
行旅病人死亡人援護	302	302	0	0%	4	4	4
重層的支援体制整備	604	587	17	3%	3	3	3
合計	60,788	16,029	44,759	74%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		82,823	60,788	75,571
財源内訳	国県支出金	12,862	12,915	16,005
	地方債	0	0	0
	その他	3,060	3,114	4,602
	一般財源	66,901	44,759	54,964
一般財源の割合		81%	74%	73%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制構築は社会福祉法第6条第2項に市町村の努力義務として規定されている。
②事業の必要性	3	・法令で定められている事業については、事業継続の優先度は高い。 ・非常時においては縮小もやむを得ない事業もあるが、地域福祉を推進する上では現行水準での継続が望ましい。
③受益の公平性	4	・重層的支援体制整備事業をはじめ多くの事業はすべての市民を対象としている。 ・戦没者追悼式については、少数の市民を対象としているが、事業の特性から必要である。
④ニーズの把握	4	・地域福祉シンポジウムや庁内外の関係者向け研修会などでアンケート調査を行い、市民や関係団体のニーズ把握を行った。
⑤目標の達成度	4	・福祉バスについては、問題なく安全に運行した。 ・社会福祉協議会の運営の適正化のため、派遣職員を中心に具体的な事業改善を行った。 ・重層的支援体制構築のため、庁内外の支援者向け研修会などを実施した。
⑥改善の取組状況	3	各事業において適宜、対象者への案内や広報、市ホームページでの情報発信等に努めた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	社会福祉協議会の運営の適正化に向けた支援のため、市職員1名を派遣し、個別事業の改善を図るとともに、専門的知識を有するアドバイザーによる職員の意識改革を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	・重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業を強化するため、支援者への支援や事業周知のための研修会等を行う。 ・社会福祉協議会における災害ボランティアセンターの充実を支援する。
今後見直しを検討する事項	社会福祉協議会の安定的な運営のため、今後の支援方針を定める。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
社会福祉協議会への支援	市との役割分担を明確にし、目指すべき姿、今後の支援方針を定める。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（7万円）給付事業費	216

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業
事業目的	住民税非課税世帯等に対して、以下の給付金を支給する。 ①物価高騰対応重点支援給付金7万円/世帯 ②物価高騰対応重点支援給付金子ども加算分5万円/人
事業内容	<p>●全体計画 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。</p> <p>●主な事業内容（ ）は世帯数または人数 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円/世帯) 令和5年度分の住民税が非課税世帯（繰越明許分 217世帯） ②物価高騰対応重点支援給付金子ども加算分 ①の給付金支給対象世帯に属する子ども（平成17年4月2日以降出生）（繰越明許分 125人）</p> <p>基準日：令和5年12月1日 受付開始：令和6年1月9日 申請期限：令和6年4月30日</p> <p>●主な決算の内訳 ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金システム構築委託料（子ども加算） 2,607,000円 ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 15,190,000円 ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（子ども加算） 6,250,000円</p>
事業の成果・効果	当該制度について広報等で周知を行うとともに、対象世帯に対し、プッシュ型の申請において速やかに給付金を支給した。 【全体】 対象世帯：5,333世帯/5,507世帯（支給率96.8%）、子ども加算：537人/580人（支給率92.6%）に支給済み。

II：個別事業内訳

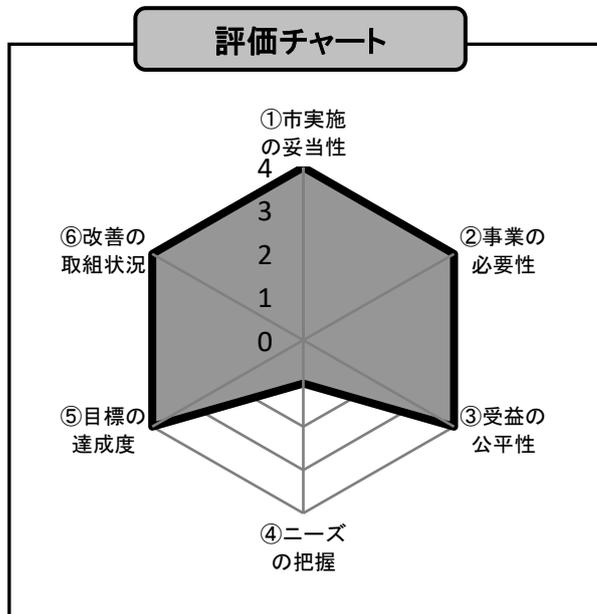
（単位：千円）

（見直し・点検進捗評価は4段階）

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	26,553	26,553	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	26,553	26,553	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		388,652	26,553	-
財源内訳	国県支出金	388,652	26,553	-
	地方債	0	0	-
	その他	0	0	-
	一般財源	0	0	-
一般財源の割合		0%	0%	-



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき自治体を実施する。
②事業の必要性	4	物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯に対して必要なものである。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により対象となる住民税非課税世帯に適切に支給できている。
④ニーズの把握	1	国の指示に基づき実施する事業であるため、ニーズを把握する性質のものではない。
⑤目標の達成度	4	本給付金全体として 対象世帯：5,333世帯/5,507世帯（支給率96.8%）、子ども加算：537人/580人（支給率92.6%）に支給済み。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で勧奨案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	対象世帯に対して確実に給付できるよう、プッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で改めて勧奨案内を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	新たな給付金の支給がある場合は、国の指示に基づき適切に給付金を支給する。
今後見直しを検討する事項	新たな給付金の支給がある場合は、過去の臨時給付金の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
なし	なし

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	10	住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費	216

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業
事業目的	住民税均等割のみ課税世帯に対して、以下の給付金を支給する。 ①住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金10万円/世帯 ②住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金子ども加算分5万円/人
事業内容	<p>●全体計画 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき住民税均等割のみ課税世帯に対して、給付金を支給する。</p> <p>●主な事業内容（ ）は世帯数または人数 ①住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円/世帯) 令和5年度分の住民税均等割のみが課せられている世帯（繰越明許分 387世帯） ②住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金子ども加算分 ①の給付金支給対象世帯に属する子ども（平成17年4月2日以降出生）（繰越明許分 68人）</p> <p>基準日：令和5年12月1日 受付開始：令和6年3月5日 申請期限：令和6年6月28日</p> <p>●主な決算の内訳 ・住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金システム構築委託料 4,719,000円 ・住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金 38,700,000円 ・住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（子ども加算） 3,400,000円</p>
事業の成果・効果	<p>当該制度について広報等で周知を行うとともに、対象世帯に対し、プッシュ型の申請において速やかに給付金を支給した。</p> <p>【全体】 対象世帯：1,351世帯/1,405世帯（支給率96.2%）、子ども加算：179人/189人（支給率94.7%）に支給済み。</p>

II：個別事業内訳

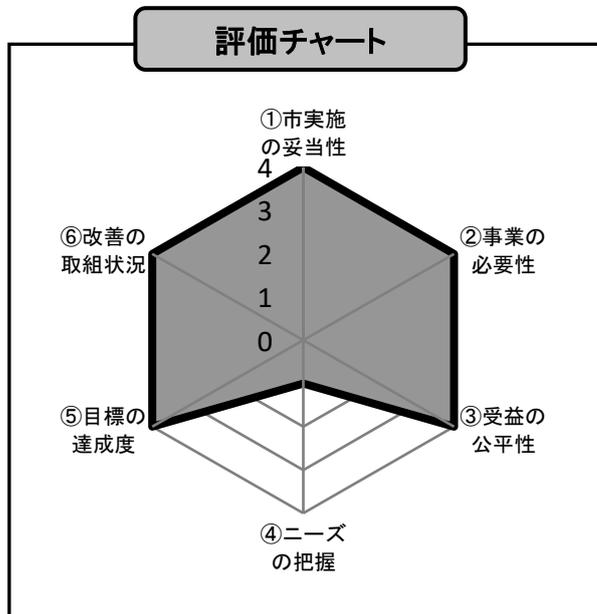
（単位：千円）

（見直し・点検進捗評価は4段階）

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業	48,082	48,082	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	48,082	48,082	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		103,235	48,082	-
財源内訳	国県支出金	103,235	48,082	-
	地方債	0	0	-
	その他	0	0	-
	一般財源	0	0	-
一般財源の割合		0%	0%	-



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき自治体を実施する。
②事業の必要性	4	物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯に対して必要なものである。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により対象となる世帯に適切に支給できている。
④ニーズの把握	1	国の指示に基づき実施する事業であるため、ニーズを把握する性質のものではない。
⑤目標の達成度	4	本給付金全体として 対象世帯：1,351世帯/1,405世帯（支給率96.2%）、子ども加算：179人/189人（支給率94.7%）に支給済み。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で勧奨案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	対象世帯に対して確実に給付できるよう、プッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で改めて勧奨案内を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	新たな給付金の支給がある場合は、国の指示に基づき適切に給付金を支給する。
今後見直しを検討する事項	新たな給付金の支給がある場合は、過去の臨時給付金の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
なし	なし

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	11	新たに住民税非課税となる世帯への臨時特別給付金事業費	218

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	新たに住民税非課税となる世帯への臨時特別給付金事業								
事業目的	住民税非課税世帯等に対して、以下の給付金を支給する。 ①新たに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金10万円/世帯 ②新たに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金子ども加算分5万円/人								
事業内容	<p>●全体計画 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。</p> <p>●主な事業内容（ ）は世帯数または人数 ①新たに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/世帯） 令和6年度分の住民税が非課税の世帯（支給実績 632世帯、支給率 92.8%） ②新たに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金子ども加算分（5万円/人） ①の給付金支給対象世帯に属する子ども（平成18年4月2日以降出生）（支給実績83人 支給率95.4%）</p> <p>基準日：令和6年6月3日 受付開始：令和6年7月5日 申請期限：令和6年10月31日</p> <p>●主な決算の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>・派遣業務委託料</td> <td>4,291,304円</td> </tr> <tr> <td>・システム構築委託料</td> <td>2,689,500円</td> </tr> <tr> <td>・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金</td> <td>63,200,000円</td> </tr> <tr> <td>・子ども加算</td> <td>4,150,000円</td> </tr> </table>	・派遣業務委託料	4,291,304円	・システム構築委託料	2,689,500円	・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金	63,200,000円	・子ども加算	4,150,000円
・派遣業務委託料	4,291,304円								
・システム構築委託料	2,689,500円								
・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金	63,200,000円								
・子ども加算	4,150,000円								
事業の成果・効果	当該制度について広報等で周知を行うとともに、対象世帯に対し、プッシュ型の申請において速やかに給付金を支給した。 対象世帯：632世帯/681世帯（支給率92.8%）、子ども加算：83人/87人（支給率/95.4%）に支給済み。								

II：個別事業内訳

（単位：千円）

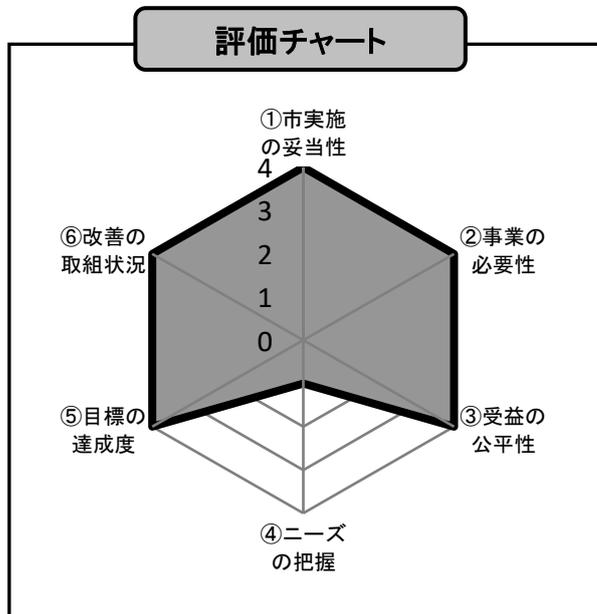
（見直し・点検進捗評価は4段階）

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
新たに住民税非課税となる世帯への臨時特別給付金事業	76,281	76,281	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	76,281	76,281	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		-	76,281	-
財源内訳	国県支出金	-	76,281	-
	地方債	-	0	-
	その他	-	0	-
	一般財源	-	0	-
一般財源の割合		-	0%	-

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき自治体を実施する。
②事業の必要性	4	物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯に対して必要なものである。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により対象となる世帯に適切に支給できている。
④ニーズの把握	1	国の指示に基づき実施する事業であるため、ニーズを把握する性質のものではない。
⑤目標の達成度	4	対象世帯：632世帯/681世帯（支給率92.8%）、子ども加算：83人/87人（支給率/95.4%）に支給済み。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で勧奨案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	対象世帯に対して確実に給付できるよう、プッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で改めて勧奨案内を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	新たな給付金の支給がある場合は、国の指示に基づき適切に給付金を支給する。
今後見直しを検討する事項	新たな給付金の支給がある場合は、過去の臨時給付金の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
なし	なし

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	12	新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への臨時特別給付金事業費	218

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への臨時特別給付金事業
事業目的	新たに住民税均等割のみ課税世帯に対して、以下の給付金を支給する。 ①新たに住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金10万円/世帯 ②新たに住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金子ども加算分5万円/人
事業内容	<p>●全体計画 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。</p> <p>●主な事業内容（ ）は世帯数または人数 ①新たに住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（10万円/世帯） 令和6年度分の住民税が均等割のみ課税世帯。ただし、令和5年度に非課税給付金又は均等割のみ課税世帯への給付金の支給対象者を除く世帯（支給実績 475世帯） ②新たに住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金子ども加算分（5万円/人） ①の給付金支給対象世帯に属する子ども（平成18年4月2日以降出生）（支給実績 63人）</p> <p>基準日 : 令和6年6月3日 受付開始 : 令和6年7月5日 申請期限 : 令和6年10月31日</p> <p>●主な決算の内訳 ・システム構築委託料 2,689,500円 ・新たに住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金 47,500,000円 ・子ども加算 3,150,000円</p>
事業の成果・効果	当該制度について広報等で周知を行うとともに、対象世帯に対し、プッシュ型の申請において速やかに給付金を支給した。 対象世帯：475世帯/499世帯（支給率95.2%）、子ども加算：63人/67人（支給率94.0%）に支給済み。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

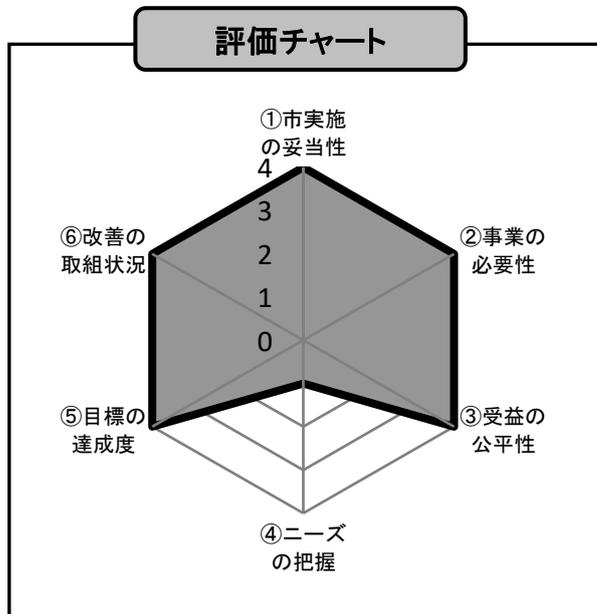
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への臨時特別給付金	53,575	53,575	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	53,575	53,575	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		-	53,575	-
財源内訳	国県支出金	-	53,575	-
	地方債	-	0	-
	その他	-	0	-
	一般財源	-	0	-
一般財源の割合		-	0%	-

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき自治体を実施する。
②事業の必要性	4	物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯に対して必要なものである。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により対象となる世帯に適切に支給できている。
④ニーズの把握	1	国の指示に基づき実施する事業であるため、ニーズを把握する性質のものではない。
⑤目標の達成度	4	対象世帯：475世帯/499世帯（支給率95.2%）、子ども加算：63人/67人（支給率94.0%）に支給済み。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で勧奨案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	対象世帯に対して確実に給付できるよう、プッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で改めて勧奨案内を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	新たな給付金の支給がある場合は、国の指示に基づき適切に給付金を支給する。
今後見直しを検討する事項	新たな給付金の支給がある場合は、過去の臨時給付金の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
なし	なし

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	13	住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業費	218

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業
事業目的	住民税非課税世帯等に対して、以下の給付金を支給する。 ①住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金3万円/世帯 ②住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金子ども加算分2万円/人
事業内容	<p>●全体計画 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年12月17日閣議決定）に基づき、令和6年度住民税非課税世帯に対して、給付金を支給する。</p> <p>●主な事業内容（ ）は世帯数または人数 ①住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（3万円/世帯） 令和6年度分の住民税が非課税の世帯（令和6年度支給実績 4,465世帯） ②住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金子ども加算分（2万円/人） ①の給付金支給対象世帯に属する子ども（平成18年4月2日以降出生）（令和6年度支給実績 410人）</p> <p>基準日 : 令和6年12月13日 受付開始 : 令和7年1月31日 申請期限 : 令和7年6月30日</p> <p>●主な決算の内訳 ・派遣業務委託料 1,752,272円 ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 133,950,000円 ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（子ども加算） 8,200,000円</p>
事業の成果・効果	当該制度について広報等で周知を行うとともに、対象世帯に対し、プッシュ型の申請において速やかに給付金を支給した。 【全体】R7.6.18現在 5,107世帯/5,362世帯（支給率95.2%）、子ども加算454人/437人（支給率96.0%）に支給済み。

II : 個別事業内訳

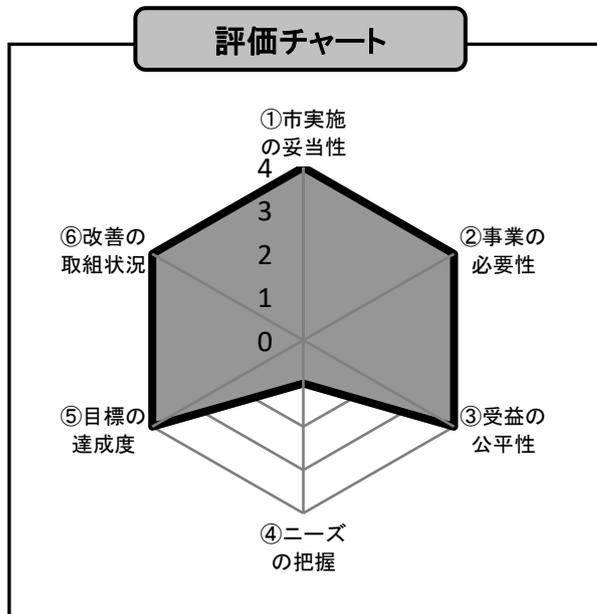
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金	146,520	146,520	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	146,520	146,520	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		-	146,520	116,816
財源内訳	国県支出金	-	146,520	116,816
	地方債	-	0	0
	その他	-	0	0
	一般財源	-	0	0
一般財源の割合		-	0%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき自治体を実施する。
②事業の必要性	4	物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯に対して必要なものである。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により対象となる住民税非課税世帯に適切に支給できている。
④ニーズの把握	1	国の指示に基づき実施する事業であるため、ニーズを把握する性質のものではない。
⑤目標の達成度	4	本給付金全体【R7.6.18現在】 5,107世帯/5,362世帯(支給率95.2%)、子ども加算454人/437人(支給率96.0%)に支給済み。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で勧奨案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	多国籍の市民からの問い合わせが増加してきたため、各言語に翻訳した質問・回答カードを作成し、窓口にて案内を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	令和7年度繰り越し分については、引き続き適正に事業を実施する。
今後見直しを検討する事項	新たな給付金の支給がある場合は、過去の臨時給付金の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
なし	なし

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務	240

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護総務
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施することを目的として実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 生活困窮者自立支援事業及び生活保護等業務を適正に実施するための事務等を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等事業の適正実施のための事務等 <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医の配置 955,920円 ・中国残留邦人等支援相談員の配置 105,120円（県負担10/10） ・法令等に基づく適正な調査等の実施 477,366円（国補助3/4） ・生活保護システムの運用 1,402,500円 ・就職・進学準備金等の改正に伴う生活保護システムの改修 1,980,000円（国補助1/2） ○生活困窮者自立支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業業務委託（「くらし自立サポートセンター」窓口相談の実施） 20,853,753円（国補助1/2、県補助1/4） ・住居確保給付金事業 360,000円 2件・10か月分（国負担3/4）
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の医療扶助について、医療要否意見書等の嘱託医による確認を実施し適正に医療扶助を適用した。 ・生活保護システムを改修し、進学・就職準備給付金及び就労自立給付金の改正への対応を行った。 ・市内の中国残留邦人に対して、支援員による訪問を行い適切な支援を行った。 ・生活困窮者自立相談支援事業を委託にて実施（受注者：犬山市社会福祉協議会）するとともに、相談者の中で対象となる者には住居確保給付金の支給を行った。

II：個別事業内訳

（単位：千円）

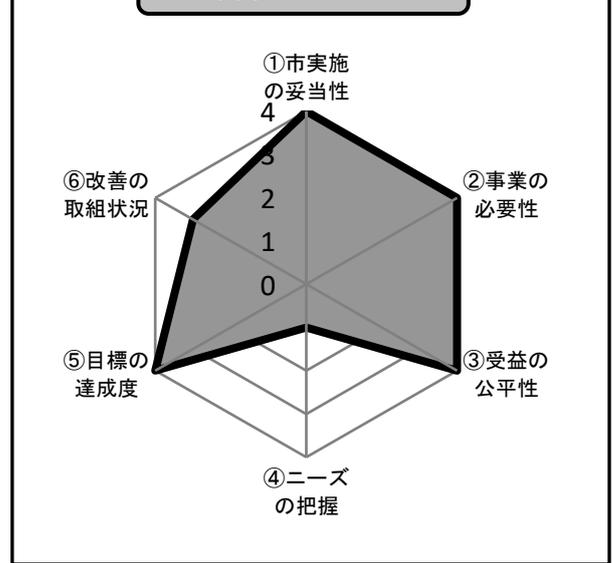
（見直し・点検進捗評価は4段階）

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
生活保護総務事務	35,761	1,347	34,414	96%	4	4	4
生活困窮者自立支援	21,349	13,100	8,249	39%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	57,110	14,447	42,663	75%	4	4	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		61,604	57,110	45,127
財源内訳	国県支出金	16,740	14,447	23,343
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	44,864	42,663	21,784
一般財源の割合		73%	75%	48%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	・生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により市が実施することとなっている。 ・生活困窮者自立支援法第5条により市で実施することとされている。
②事業の必要性	4	・生活保護及び中国残留邦人支援は法で実施が定められている事業であるため現行水準での継続が必要である。 ・生活困窮者自立支援事業は経済的困窮者の支援を目的としているため困窮した市民の生活に直結している。そのため現行水準での継続が必要である。
③受益の公平性	4	・生活保護は困窮し生活保護が必要となるすべての市民を対象としている。 ・中国残留邦人等の支援は市内の中国残留邦人を対象としている。 ・生活困窮者自立支援事業はすべての市民を対象としている。
④ニーズの把握	1	・生活保護、中国残留邦人等の支援及び生活困窮者への支援は法や実施要領等でその内容が定められているため、ニーズを把握する性質のものではない。
⑤目標の達成度	4	・生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等により定められている基準等に基づき、適正に事業を実施している。 ・生活困窮者自立支援制度の範囲内で適正に事業を実施している。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づき継続的に適正な業務を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	・生活保護システムを改修し、就労自立給付金等の改正に対応した。 ・生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、同会で実施している生活資金貸付事業や日常生活自立支援事業との連携を図りながら相談支援を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	・令和7年10月から生活扶助基準の改定(特例的加算額の変更)が予定されているため、生活保護システムを改修し対応する。 ・法改正に伴い居住支援の強化のための住まい相談支援員を配置することで、包括的な相談体制の機能強化を図り相談者に対して必要な支援を行う。また、研修等により相談員のアセスメント力を向上することで自立相談支援機関のさらなる体制強化を図る。
今後見直しを検討する事項	国による法改正、または生活保護基準の改定が発生した場合は適切に対応する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活困窮者の自立支援に関する支援体制の強化	相談員のアセスメント力を向上することで自立相談支援機関のさらなる体制強化を図り、相談者本人の状況に応じた支援を行う。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	244

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援給付を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 ○国が定める保護の基準等に基づき、被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。 ●主な事業内容 被保護者等に対して法に基づく扶助費の支給を行う。(国庫負担 3/4) <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について支給 145,179,259円 2. 住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに支給 75,189,269円 3. 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等義務教育に必要なものについて支給 651,971円 4. 医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 290,533,322円 5. 介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて支給 23,328,539円 6. 生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給 450,577円 7. 葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて支給 1,711,300円 8. 中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人等と配偶者に生活・住宅・医療等の支援給付を実施 2,267,962円 9. 保護施設事務費：身体又は精神に障害があるために日常生活困難な要保護者の生活扶助を行う施設の費用として支給 8,898,310円
事業の成果・効果	<p>生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。</p> <p>※令和6年3月末時点での被保護者数 245世帯 287人 保護率 4.01‰(国：16.3‰、県：5.5‰) 令和7年3月末時点での被保護者数 241世帯 280人 保護率 3.94‰(国：16.2‰、県：5.6‰) 新規開始ケースが前年度より22件減少し廃止ケースは2件増加した。 令和6年度実績 新規相談件数：163件、開始件数：29世帯 37人、廃止件数：34世帯 53人</p>

II：個別事業内訳

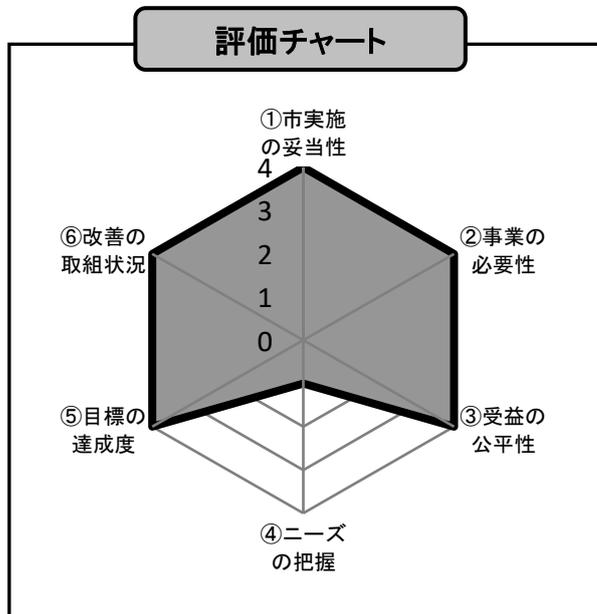
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
生活保護等扶助	548,372	481,759	66,613	12%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	548,372	481,759	66,613	12%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		528,479	548,372	542,627
財源内訳	国県支出金	435,493	461,752	433,098
	地方債	0	0	0
	その他	4,853	20,007	3,900
	一般財源	88,133	66,613	105,629
一般財源の割合		17%	12%	19%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法により市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、法定の扶助であるため、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	困窮し生活保護が必要となるすべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	1	国が定めた基準により扶助を行うものであるためニーズの把握は行っていないが、生活保護の申請を希望する者の聞き取りや制度の説明は丁寧に行っている。
⑤目標の達成度	4	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではないが、生活保護が必要となる者に対して必要な保護を実施した。
⑥改善の取組状況	4	生活保護法や国が定めた実施要領にに基づき適正に事務を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	生活保護システムを改修し、進学・就職準備給付金、就労自立給付金の改正に対応した。
令和7年度に見直しを実施している事項	令和7年10月から生活扶助基準の改定(特例的加算額の変更)が予定されているため、生活保護システムを改修対応する。
今後見直しを検討する事項	国による法改正、または生活保護基準の改定が発生した場合は適切に対応する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
ケースワーカーの相談力の向上	複合的な要素が絡み課題が複雑化しているケースが増えており、職員の知識や経験だけでは対応が困難な場合もあることから、引き続き事業所や医療機関、警察、社会福祉法人等と連携し、被保護者の特性を理解し、必要な支援を行っていくとともに、困難なケースについては、査察指導員とともに対応することで、相談力を高める人材育成を進める。